総務部業連15-045

2015年9月1日

ラインマネージャー経由全社員各位

総務部長　小田大貴

自転車の安全利用および駐輪場所の確保について（ご連絡）

　自転車による通勤が増加傾向にあります。自転車を利用されている方は、下記を遵守し安全で適正な利用および適切な駐輪にご協力をお願いします。

記

# 自転車の安全利用について

　「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、自転車利用者に対して以下の5つの義務が定められています。下記内容を確認して、自転車の安全利用に努めてください。

# 通勤における駐輪場所確保の確認について

　自宅から会社まで、直接自転車で通勤している社員の場合は、すでに「駐輪場利用申請書」を提出していただいており、会社は駐輪場所を確保しています。しかし、通勤途中で駐輪場を使用している社員についてはその情報を把握していないため、各職場で通勤における自転車利用者の駐輪場所確保の確認をお願いします。

## 対象者

　以下の①、②に該当する社員です。

1. 自宅から自宅の最寄り駅まで、自転車で通勤している。

駅

駅

1. 自宅から会社の最寄り駅まで、自転車で通勤している。

## 確認の方法

　対象となる社員は、添付の「自転車通勤駐輪場所確保確認書」に記入のうえ、所属長に提出してください。所属長は内容を確認し、確認欄に日付印を押印のうえ、確認書を総務部安全管理課に提出してください。

以上